

論壇

公的年金等課税のあり方の提言

I はじめに

少子高齢化社会が進み社会保障費が増大する一方、社会保険料収入は人口減少に伴い減少している。社会保障に充てるため予定されていた消費税率の引上げは平成31年10月に再延期となり、ますます社会保障をとりまく状況が悪くなった。また、この消費税率の引上げをしたとしても、今後進む高齢化社会に十分対応しうるとは言い難い。

II 老齢年金の課税上の課題

現行の老齢年金制度は、原則的には拠出時と運用時が非課税で、給付時が課税という方式をとっている。しかし、給付時には公的年金等控除があるため、給付時課税が必ずしも徹底されていない。結果として、拠出時と給付時において、社会保険料控除と公的年金等控除の二回の控除を受けており、二重の恩恵を与える税制となっている。

III 老齢年金制度の設計の提案

老齢年金制度の設計の提案としては、課税上、拠出時と給付時に二回の恩恵を受けている現状の見直しとして、給付時の公的年金等控除の廃止があげられる。拠出時は社会保険料として強制徴収されるものである点を考慮すると、拠出時より給付時に課税した方が受け入れられやすいと考えるためである。

IV おわりに

老齢年金については、公的年金等控除が高齢者を優遇し過ぎており、特に就労している高齢者は、公的年金等控除と給与所得控除の二つの控除を受け、現役世代と比べ課税最低限が大きく、大幅に優遇されてきた。今後さらなる高齢化社会とともに高齢者の就労割合が増加することが予想される今、公的年金等を計算技術上、「給与等」とみなして計算することで、現役世代との不公平感はなくなくなり、簡素で、かつ、担税力に応じた課税をすることができ、世代間の課税の公平性が保たれるようになる。



幸徳克典 【葛飾】

は、ほぼ解消された。ただし、公的年金等控除と給与所得控除の控除額の差が解消されたのは、あくまで年金のみを受給している者と給与のみを受給している者であり、年金と給与の両方を受給している者は、公的年金等控除と給与所得控除のいずれの適用も受けている。就労している高齢者が増加している現在では、就労している高齢者を優遇し過ぎる制度となっており、世代間の公平性の観点からも不公平な制度となっている。

このように、低所得な高齢者へ配慮を設けることで、高齢者の世代内の格差是正を図ることができ、さらには、年金と給与の合計が340万円超となる高齢者に対しては、現役世代と同水準の給与所得控除が適用され、世代間格差の解消を図ることもできる。

公的年金等を「給与等」とみなして給与所得として課税する昭和62年度税制改正前の制度に戻した方が分

脚注
注「税制の抜本的見直しについての答申」43頁 税制調査会 (1986年)
参考文献
「高齢化社会と年金税制 VOL37」日税研論集 水野忠恒 (1997年)
「年金課税の現状と課題」総合税制研究 林宏昭 (1999年)
「公的年金の給付課税；理論と現実」経済社会総合研究所 (2006年)
「社会保険料控除と公的年金等特別控除との二重控除性 VOL57」税務弘報 酒井克彦 (2009年)
「年金と課税方式について」税大ジャーナル 宮本十至子 (2010年)
「年金と所得課税」租税法研究 宮本十至子 (2011年)
「日本の社会保障制度の理論的背景に関する研究」社労士総研プロジェクト報告 森田慎二郎 (2012年)
「平成26年税制改正に関する租研意見」日本租税研究協会 (2013年)
「年金税制改革—公的年金等控除を廃止し、年金財源強化を No185」税研 田近栄治 (2016年)

に65歳以上からの支給に変わる。つまり、現段階でも、65歳未満で公的年金等のみを受給している者は少なく、今後は65歳未満で公的年金等を受給する数はさらに減少していく。これらにより65歳未満の低所得者への配慮は設けられないとする。